

MCCP を EU POPs 規則の規制対象に追加する委任規則案について

2025 年 4～5 月に開催されたストックホルム条約 COP12 において、中鎖塩素化パラフィン (MCCP) が附属書 A (原則廃絶対象) に追加されたことを受け、EU では既存の POPs 規則 (Regulation (EU) 2019/1021) に MCCP を追加する委任規則案が示されました。

本規則案では、MCCP について製造、上市及び使用等を原則として制限するとともに、金属加工液や一部の機械・製品等、一定の用途については特定の条件の下で例外が設けられています。また、塩素化パラフィンの製造者、供給者及び輸入者には、規制対象となる C14～C17 の塩素化アルカンの合計濃度について、SDS への情報提供が求められます。合計濃度が 0.1 wt% を超える場合には、放出及びばく露を最小化するための適切なリスク管理措置及び取扱条件についても記載する必要があります。

欧州委員会は 2026 年 9 月 11 日に本委任規則を採択しました。本規則は 2026 年 12 月 16 日から適用される予定です。

当社では製品分析について豊富な実績と経験があります。詳しくは、当社製品分析担当者 (フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせください。

資料 2026 年 9 月 11 日付 中鎖塩素化パラフィン (MCCP) に関して EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 を改正する欧州委員会委任規則

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1. 「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」改定検討会について](#)
- [2. 汚水処理人口普及状況について\(2025 年度\)](#)

リスクアセスメント対象物における濃度基準値追加(2027 年 10 月適用)

「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」が、2026 年 8 月 31 日に告示され、新たに「アジ化水素」等 48 物質について濃度基準値を定めるほか、既に濃度基準値が定められている「弗素及びその水溶性無機化合物 (弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る)」に六弗化けい酸亜鉛 (II) が追加されました。適用期日は 2027 年 10 月 1 日です。

【濃度基準値とは】リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度基準値以下にしなければならないこととされ、256 物質について濃度基準値が定められています。

当社では作業環境測定について実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社作業環境測定担当者 (フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026 年 8 月 31 日付 厚生労働省告示第 322 号](#)

[3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について](#)

< 臨時休業について >

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 11月19日 (木)



基準の遵守、測定頻度は管理できていますか？

工場や家庭からの排水水には法律による規制があります。放流先や排水量、取り扱っている物質によっても様々です。これらについて、適切に当社がサポート致します。

詳しくは下記 URL、右記 QR コードからご覧いただけます。

http://www.knights.jp/ana/water/drain_index.html

詳しくはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)